

平成 29 年 4 月

入札参加業者 様

久御山町総務部行財政課

入札執行時における工事費内訳書の提出について

入札執行時に提出を求めています工事費内訳書について、平成29年4月1日以降の入札執行案件より、有効としない内訳書等について下記のとおりとします。なお、内訳書の未提出または記載内容に不備があった場合には入札書は無効といたしますのでご注意ください。

記

1 入札執行時の内訳書提出について

内訳書については、入札執行時に入札書と共に封筒に同封し、入札箱へ投函して下さい。入札執行者が開封し、入札書及び内訳書の内容確認を行います。

2 有効としない内訳書について

(1) 内訳書の未提出等

- ア 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
- イ 内訳書とは無関係な書類である場合
- ウ 他の工事の内訳書である場合
- エ 白紙である場合
- オ 内訳書が特定できない場合
- カ 内訳の記載が全くない場合

(2) 内訳書内容の不備

- ア 内訳に必要な工種に未記載又は誤りがある場合
- イ 内訳書の縦計算及び合計額に誤りがある場合
- ウ 工事番号又は工事名に誤りがある場合
- エ 名前又は商号に誤りがある場合

3 その他

- (1) 内訳書の提出が必要な入札については、公告または参加通知書等でお知らせします。
- (2) 内訳書の作成については、入札案件ごとに必要とする範囲（記載項目等）を公告または参加通知書等で指定します。内訳書の様式は「任意」としますが、作成を必要とする項目に一致させて作成して下さい。また、内訳書には工事番号、工事名及び商号名を必ず記載して下さい。
- (3) 内訳書は、入札書と同様に有効と判断されなければ、その提出した入札書は「無効」となりますのでご注意ください。

入札書投函前にご確認をお願いします

- ①内訳書の表紙等に工事番号、工事名及び商号名が正しく記載されているか
- ②「入札書記載金額」＝「内訳書の合計金額」となっているか
- ③内訳書の作成範囲に指定されている項目と一致しているか
- ④対象工事の内訳書が正しく添付されているか（同日に複数の入札がある場合には特にご注意ください）